

まるもい 子育てガイドブック

— 令和6年度版 —



こどもの未来を全力応援！

丸 森 町

スマホからも見れる



こども家庭センター



妊娠期から18歳までの相談窓口

◎問い合わせ先：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

丸森町では子育て定住推進課内にこども家庭センター「WARASKO（わらすこ）」を設置しています。

子育て支援の拠点として子育て世代のみなさんを幅広くサポートする場所ですので、妊娠中や子育て中の悩み、疑問など気軽にご相談ください。

WARASKO への来庁や家庭訪問、電話での相談など、皆さんの希望するスタイルにあわせて、専門資格をもった職員が誠心誠意対応します。

そもそも・・・

こども家庭センターとは？

妊娠期から出産、子育て期まで、安心して丸森町で過ごせるよう、助産師等の専門職が切れ目なくサポートしていきます。

また、家族だけでは解決できない悩みを抱えるご家庭からの相談を受け、訪問や面談で話し合いながら問題解決のお手伝いをします。

なんだか難しそう？ いいえ、そんなことはありません。こどものいるご家庭でなにかお困り事があったときに気軽に相談できる場所、それが『WARASKO』です！



1. 妊娠と健康	1
①妊娠	1
○母子健康手帳の交付	1
○初回産科受診料の助成	1
○不妊治療費助成	1
○妊婦電話相談・妊婦訪問	2
○助産制度	2
②出産	3
○出生届	3
○出産育児一時金	3
○新生児・産婦訪問	3
○育児支援訪問	4
○乳児家庭全戸訪問	4
③おかあさんとあかちゃん健康	4
○妊婦一般・産婦健康診査	4
○新生児聴覚検査費用助成	4
○乳幼児の健康診査	5
○乳幼児の訪問・相談	5
○むし歯予防	6
○「まるもりすくすくナビ (by 母子モ)」	6
○産婦人科医・助産師・小児科医によるオンライン医療相談サービス	6
○WARASKO サロン	7
○産後ケア	7
○定期予防接種	8
○任意予防接種の費用助成	9
2. 子育て支援サービス	10
①地域子育て支援拠点 (子育て支援センター)	10
②保育所開放「あそんでみませんか」	11
③ベビーケアルーム (授乳室)	11
④ブックスタート	11
⑤1歳・3歳すこやか絵本プレゼント	12
⑥家事・育児支援サービス利用応援事業	12
⑦保育所・認定こども園等への入所 (園)	12
○教育・保育給付認定	12
○預かり保育	16
○延長保育	16
○障害児保育	17
○保育料等無償化事業	18
⑧一時保育 (一時預かり)	18
○「一時保育」利用料の助成	18
⑨病後児保育	19
⑩小・中学校	19
○就学時健康診断	19
○就学通知	20
○入学準備品支援事業	20
○学校給食費の無償化	20

○転入学・転校	20
○セカンドブック事業	20
○小学校入学祝金	21
○就学援助	21
○各種検定の無料受験の実施	22
○土曜学び塾	22
○町営学習塾	23
○奨学金貸与	23
○教育相談	24
○「子どもの心のケアハウス」	24
○適応指導教室「仙南けやき教室」	24
○小・中・高校生の放課後まなびサポート	25
⑪放課後児童クラブ	26
3. 助成・手当等	27
①医療費の助成	27
○未熟児養育医療助成制度	27
○子ども医療費助成	27
○母子・父子家庭医療費助成	28
○心身障害者医療費助成	29
○自立支援医療費	29
②手当等	30
○児童手当	30
○児童扶養手当	31
○特別児童扶養手当	32
○遺児等サポート奨学金	32
○各種手帳の交付	33
○障害児福祉手当	33
○心身障害者扶養共済	34
○教育支援資金	34
○みやぎっこ応援ローン	35
4. 各種相談窓口	36
○子育て支援センターでの相談	36
○子育ての悩みや不安についての相談	36
○産婦人科医・助産師・小児科医によるオンライン医療相談サービス	36
○小・中学校の相談窓口	37
○不登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」	37
○母子・父子家庭電話相談	38
○少年電話相談	38
○いじめ110番	38
○小児救急電話相談	38
5. 役立つ情報	39
○災害時への備え	39
○町内の医療機関	41
○夜間・休日救急	41
○宮城県分娩取扱施設	41
○お出かけスポット	42
○体験スポット	43
○子育て関連サービス対象年齢一覧表	44

1. 妊娠と健康

① 妊娠

○ 母子健康手帳の交付

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

医療機関で妊娠の診断を受けたら、妊娠届を提出してください。『母子健康手帳』を交付します。母子健康手帳とあわせて『妊婦・産婦健康診査助成券』等の交付もおこないます。また、妊娠中の健康管理や食事についてのお話をしますので、お困りのことがありましたら、お気軽にご相談ください。（事前予約制）

【持参するもの】医療機関から発行された『妊娠届』と かのいずれか

妊婦本人が届出する場合

- ・ 個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・ 本人確認ができるもの（運転免許証など）
- ・ 妊婦名義の預金通帳またはキャッシュカード

代理人が届出する場合

- ・ 妊婦本人の個人番号が確認できるもの（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・ 妊婦名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ・ 委任状
- ・ 代理人の本人確認ができるもの（運転免許証など）



- * 母子健康手帳は、お母さんとこどもの健康状態や成長を記録する大切なものです。妊産婦健診や乳幼児健診、予防接種などを受ける場合は、必ずご持参ください。
- * 交付にともない、町からは妊娠のお祝いに3万円分のギフト券（同日手渡し）、国からは出産応援給付金5万円（後日口座振込）が支給されます。
- * 下記の初回産科受診料の助成申請も受け付けます。

○ 初回産科受診料の助成

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

妊娠判定のため産科を受診された方を対象に、妊婦健診助成券交付前の初回産科受診料を助成します。（上限1万円。所得制限なし）

【持参するもの】妊娠反応検査を実施した際の領収証・明細書

○ 不妊治療費助成

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

不妊に悩む夫婦を支援するため、保険適用となる一般不妊治療（タイミング法、排卵誘発法、人工授精等）及び生殖補助医療（体外受精、顕微授精等）の自己負担額（治療費の3割）を全額助成に加え、不妊検査、先進医療治療費の一部を助成（上限あり）します。

○妊婦電話相談・妊婦訪問

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

妊婦の皆さんが安心して妊娠期間を過ごせるよう、助産師または保健師が、妊娠中期（妊娠 25 週前後）を迎える妊婦さんに電話連絡、妊娠後期（産休に入る 3 4 週前後）を迎える妊婦さんのご家庭を訪問します。

健康状態の確認や必要な保健指導、妊娠期間中や出産後の不安や悩みについての相談等をおこないますので、妊娠中の生活や出産に向けて心配なこと、わからないこと、不安なこと等がありましたら、お気軽にご相談ください。

○助産制度

問い合わせ：仙南保健福祉事務所 母子・障害班 0224-53-3132

経済的な理由により出産費用に不安を抱える方が安心して出産できるように支援する制度です。

【対象者】 次のいずれかに該当する方

「生活保護」を受けている世帯

「市町村民税が非課税」になっている世帯

「市町村民税の所得割が非課税」になっている世帯

「市町村民税の所得割が 19,000 円以下」になっている世帯で『真にやむをえない特別の理由がある』と認められた方

* ・ の場合は、出産育児一時金等の給付額が 488,000 円未満（産科医療補償制度の保険料相当額を除く）の方が対象です。

【費用】 収入に応じて入所にかかる経費の負担額が決まります。

【助産施設一覧】

施設名	所在地	電話番号
東北大学病院	仙台市青葉区星陵町 1-1	022-717-7000
仙台医療センター	仙台市宮城野区宮城野 2-11-12	022-293-1111
仙台市立病院	仙台市太白区あすと長町 1-1-1	022-308-7111
仙台赤十字病院	仙台市太白区八木山本町 2-43-3	022-243-1111
石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下 71	0225-21-7220
大崎市民病院	大崎市古川穂波 3-8-1	0229-23-3311
気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢 8-2	0226-22-7100
スズキ記念病院	岩沼市里の杜 3 丁目 5-5	0223-23-3111



②出産

○ 出生届

問い合わせ：町民税務課 住民班 72-2112

こどもが生まれたときは、生まれた日から 14 日以内に『出生届』を提出してください。

【持参するもの】出生届（書類の右側に医師または助産師等の出生証明があるもの）
母子健康手帳

【届出人】 生まれたこどもの父または母



* 丸森町が住所地の場合は、来庁の際に『児童手当』や『子ども医療費助成』の手続きをしていただきます。申請に必要なものは P.27『子ども医療費助成』、P.30『児童手当』をご確認ください。

○ 出産育児一時金

問い合わせ：保健福祉課 国保医療班 72-3014

国民健康保険に加入している方（被保険者）が出産した時に 50 万円を支給します。

原則、保険者である丸森町が直接医療機関に支払う『直接支払制度』です。被保険者は、出産費用から 50 万円を差し引いた金額を医療機関の窓口で支払います。

* 出産費用が 50 万円に満たない場合は、差額支給申請が必要です。

* 被保険者が、国民健康保険加入前に 1 年以上社会保険等の本人として加入しており、社会保険の資格喪失後 6 か月以内に出産した場合など、他の健康保険から出産育児一時金が支給されている場合は、国民健康保険からは支給しません。

* 妊娠 12 週以降の死産・流産の場合でも、医師の証明があれば支給します。（医療機関への直接支払が原則です）

○ 新生児・産婦訪問

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

生後 28 日以内のこどもとお母さんがいるご家庭に保健師等が訪問して、こどもの発育とお母さんの産後の体調や育児に関する相談等をおこないます。また、子育てに関する情報の提供もおこないます。

* 出産のお祝いに町長がご家庭を訪問して、町からの出産祝金（10 万円）と国からの子育て応援給付金（5 万円）をお渡しします。（出生届の際に申請について説明します）



○ 育児支援訪問

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

新生児訪問や関係機関等からの連絡によって、支援を必要とするご家庭に対し、保健師等が訪問指導をおこないます。

○ 乳児家庭全戸訪問

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

主任児童委員と助産師等が生後 3 か月頃までのこどもがいるご家庭を訪問し、子育てを応援します。子育てに関することで、心配なこと等がありましたらご相談ください。

『主任児童委員』って？

地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等をおこなう方々です。

③ おかあさんとあかちゃんの健康

○ 妊婦一般・産婦健康診査

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

健診名	内容	場所
妊婦一般健康診査	妊娠中のお母さんとこどもの健康を守るために健康診査をおこないます。 母子健康手帳交付時に 14 回分の助成券をお渡しします。受診の際、医療機関へ提出してください。	かかりつけの医療機関
妊婦歯科健康診査	妊娠中のお母さんの口腔の健康を守るために、歯科健診・歯科保健指導をおこないます。 母子健康手帳交付時に 1 回分の助成券をお渡しします。受診の際、医療機関へ提出してください。	角田市・丸森町の歯科医院
産婦健康診査	出産後のお母さんの健康を守るために、健康診査をおこないます。 母子健康手帳交付時に 2 回分の助成券をお渡しします。受診の際、医療機関へ提出してください。	かかりつけの医療機関

○ 新生児聴覚検査費用助成

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

聴覚障害を早期に発見し、できるだけ早い段階で適切な療育を受けられるようにするため、こどもが生まれた産科医療機関などでおこなう検査です。母子健康手帳交付時に助成券をお渡ししますので、出産の際に産科医療機関へ提出してください。

○乳幼児の健康診査

こどもの健康を守り、成長を確認するために乳幼児健康診査を受けましょう。

《個別健診》

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

区分	内容	場所
2 か月児健康診査	小児科医による健康診査をおこないます。 事前に医療機関へ予約をお願いします。 受診の際は、母子健康手帳別冊の助成券を医療機関へ提出してください。	かかりつけの小児科医院
8～9 か月児健康診査		

《集団健診》

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

区分	内容	場所
乳児健康診査 (3～5 か月児)	小児科医による健康診査、保健指導、栄養指導をおこないます。	保健センター
1 歳 6 か月児健康診査	小児科医による健康診査、歯科医師による歯科健診、身長・体重測定、保健指導、食事指導をおこないます。	
2 歳児歯科健康診査	歯科医師による歯科健診、身長・体重測定、保健指導、食事指導をおこないます。	
3 歳児健康診査	小児科医による健康診査、歯科医師による歯科健診、身長・体重測定、保健指導、食事指導をおこないます。	

* 対象者へは、健診日の約 1 か月前に町から通知します。

○乳幼児の訪問・相談

こどもの成長の確認や育児等の相談ができる場を設けています。

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

《もぐもぐ離乳食訪問》

区分	内容	場所
もぐもぐ離乳食訪問 (7 か月児)	栄養士・保健師等がご家庭を訪問し、体重測定や離乳食に関する訪問指導をおこないます。	各家庭

《離乳食相談》

区分	内容	場所
離乳食相談 (9～11 か月児)	身長・体重測定、離乳食に関する相談をおこないます。	保健センター

* 対象者へは、相談日の約 1 か月前に町から通知します。

《あかちゃん相談》

区分	内容	場所
あかちゃん相談 (1 歳 6 か月までの乳幼児)	身長・体重測定、こどもの発育や発達、育児に関する相談ができます。	保健センター

* 実施日については、『広報まるもり』やホームページ等でご確認ください。

○むし歯予防

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

満2歳になるこどもを対象に、こどもの口腔ケアとむし歯予防、定期的に歯科健診を受けてもらえるよう、フッ素塗布無料券を送付しています。

無料券が利用できる医療機関は、角田市・丸森町内の歯科医院です。

受診の際は事前に医療機関へ予約し、無料券を医療機関へ提出してください。



○「まるもりすくすくナビ（by 母子モ）」

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

スマホで簡単登録。健診や予防接種の日程を忘れないようにアプリがお手伝いします。

町内の子育てに関する情報も随時配信しています。

ダウンロード
はコチラから



○産婦人科医・助産師・小児科医によるオンライン医療相談サービス

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

「産婦人科・小児科オンライン」による医療相談です。妊娠中・子育て中の方に限らず、婦人科系の悩みをお持ちの方も年齢に関係なく利用できます。

相談だけでなく、役立つ医療記事や動画配信をおこなっています。

登録・利用は無料ですが、「合言葉」が必要です。「合言葉」は子育て定住推進課まで電話やメールでお気軽にお問い合わせください。



**丸森町民
【限定】**

小児科医・産婦人科医・助産師

にスマホで無料相談できます！



例えば、こんな時... **うんちの色**が変 **湿疹**が気になる **更年期症状** **月経不順**が気になる

夜間相談	いつでも相談	日中助産師相談	小児科 オンライン	産婦人科 オンライン
LINEチャット / 音声通話 / 動画通話   平日18時～22時 10分間相談予約制	サイトから相談を送付できます  毎日24時間受付 原則 24時間以内返信	助産師とLINEチャットできます  月・水・金 13時～17時 予約なし		

* LINEをご利用でない場合は「小児科オンライン」または「産婦人科オンライン」を検索してウェブサイトから会員登録・利用を行ってください

【会員登録に必要な合言葉】
 チラシを確認するか、下記までお電話下さい
 子育て定住推進課 子ども家庭班
「WARASKO」 87-7521

○WARASKO サロン

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

妊産婦さんが、日ごろの子育てや家事のリフレッシュ、子育ての悩みや情報交換、孤立感の軽減を図るための仲間づくりに、サロンを開催しています。

また、子育てが初めてのパパや仕事で忙しく、なかなかこどもと関わる時間がとれないパパを対象に、こどもとの関わり方のヒントを学べる講座「パパサロン」を開催しています。

* 実施日については、『広報まるもり』やホームページ等でご確認ください。



○産後ケア

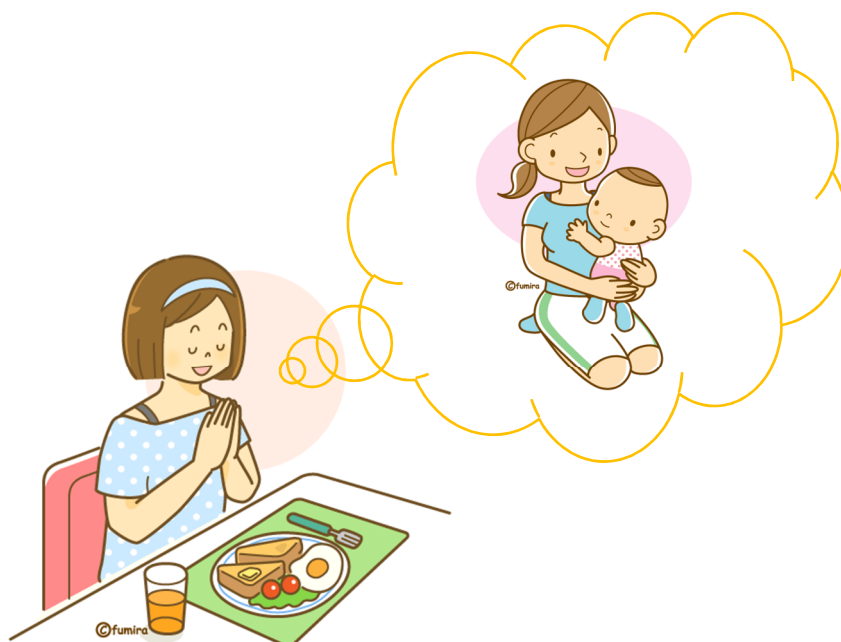
問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

産後は、育児に不安を感じたり、出産や育児の疲れから体調がすぐれなかったりと、心もからだも不安定になりやすい時期です。

産後ケアでは、出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんがゆっくりと休養しながら産後の体調管理と育児のサポートを受けることができ、安心して子育てができるよう支援します。

* 県内各地の産後ケア施設が利用可能ですが、助成対象となる施設には限りがあります。

* 利用申請の方法や利用料助成の対象施設については、町のホームページでご確認ください。



○ 定期予防接種

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

宮城県内の医療機関で接種される際の料金は無料です。

受診する際は、接種を受けようとする医院・病院に必ず予約してください。

ワクチン名		接種回数	通知	接種が望ましい年齢・時期
Hib		接種開始月齢 によって回数 が異なります		生後 2 か月以上 7 か月未満
小児用肺炎球菌				生後 2 か月以上 7 か月未満
ロタリックス（1 価）		2 回		生後 2 か月以上 14 週 6 日までに初回の接種をおこなう。その後は 4 週以上間隔を空け、ロタリックスは 24 週、ロタテックは 32 週までに接種を完了すること。
ロタテック（5 価）		3 回		
四種混合	1 期初回	3 回		生後 2 か月以上 1 歳未満
	1 期追加	1 回		1 期初回終了の 1 年後から 1 年 6 か月後までの間
五種混合	1 期初回	3 回		生後 2 か月以上 7 か月未満で接種開始
	1 期追加	1 回		1 期初回終了後 6 ～ 18 か月の間隔をあけて接種
二種混合		1 回	○	小学校 6 年生に相当する年齢
麻しん・風しん 混合	1 期	1 回		1 歳以上 2 歳未満
	2 期	1 回	○	小学校入学前の 1 年間
日本脳炎	1 期初回	2 回	○	3 歳の誕生日から 1 年間
	1 期追加	1 回	○	4 歳の誕生日から 1 年間
	2 期	1 回	○	9 歳の誕生日から 1 年間
水痘		2 回		1 歳以上 3 歳未満
B 型肝炎ワクチン		3 回		生後 2 か月から 1 歳未満
BCG		1 回	○	生後 5 か月から 8 か月未満に集団接種
子宮頸がん予防ワクチン		3 回	○	中学校 1 年生に相当する年齢

* 『予防接種の手帳』または『予防接種とこどもの健康』をよく読んで接種を受けてください。

* 接種対象時期の『○歳 (○か月) 未満』とは、誕生日の前日までです。

Hib ワクチン及び四種混合ワクチンに代わり、五種混合ワクチンが開始しました

令和 6 年 2 月以降に生まれたこどもは、Hib・四種混合ワクチンに代わり五種混合ワクチンの接種対象となります。なお、すでに Hib・四種混合ワクチンを接種している場合は、五種混合ワクチンの接種は不要です。

日本脳炎予防接種について

平成 19 年 4 月 1 日以前の生まれで 20 歳未満の方は、無料で日本脳炎予防接種を受けることができます。計 4 回の接種を終えていない方は、ぜひ接種を受けましょう。

○任意予防接種の費用助成

問い合わせ：保健福祉課 健康支援班 51-9903

任意予防接種のうち、季節性インフルエンザやおたふくかぜ、風しんワクチンの接種費用を助成します。受診する際は、接種を受けようとする医院・病院に必ず予約してください。

《季節性インフルエンザ予防接種》

こどもがインフルエンザにかかった後、重症化（肺炎や脳炎等になる）することを防ぐため、角田市・丸森町内指定医療機関でのインフルエンザ予防接種費用を助成しています。ワクチンの予防効果は、接種後2～3週間から5か月間と言われています。体調が良い時を選び、12月中旬までに接種を終えることをお勧めします。

【対象接種期間】 10月1日～翌年1月31日

【対象医療機関】 角田市医師会が指定する角田市・丸森町内の医療機関

ワクチン名	接種回数	対象年齢	助成内容	備考
インフルエンザ	2回	生後6か月以上13歳未満	接種2回分を助成	対象児童のいるご家庭に予診票を送付します。
	1回	13歳以上19歳未満	接種1回分を助成	

《おたふくかぜ予防接種》

発病は3～6歳に多いため、1回目の接種は3歳になる前に、2回目の接種は1回目から2～4年あけて接種することをお勧めします。なお、既におたふくかぜにかかっている場合は、十分な免疫がついていると考えられるため接種を受ける必要はありません。

ワクチン名	接種回数	対象年齢	助成内容	備考
おたふくかぜ	2回	1歳以上7歳未満	接種1回分を助成 *初回、追加を問いません	1歳になる前に接種1回分の予診票を送付します。

《風しんワクチン予防接種》

妊娠中または、妊娠を予定・希望している女性とその配偶者及び同居の親族を対象に接種費用を助成します。

ワクチン名	接種回数	対象年齢	助成内容	備考
風しん	1回	接種日に19歳以上で下記に該当する方 ・49歳以下で妊娠を希望する女性 ・上記女性の配偶者及び同居親族 ・妊娠中の女性の配偶者及び同居親族	接種1回分を助成	【手続きに必要なもの】 領収書原本 印鑑 通帳



2. 子育て支援サービス

① 地域子育て支援拠点（子育て支援センター）

保育所等に入所していない子どもとそのご家族を対象に、親子同士または地域との交流の場の提供、育児講座や子育てに関する情報提供をおこなうほか、子育ての相談を受け付けています。

子どもがのびのびと遊べる場、保護者同士が情報交換できる場、子育て世代を中心に気軽に交流できる場所です。ぜひお気軽にお越しください。

施設名	場所	電話番号	開園時間
「こりす園」 （丸森たんぼぼこども園内）	字鳥屋 120	86-4423	月～金曜日（祝日を除く） 9:30～11:30 14:00～16:00
「おひさまひろば」 （丸森ひまわりこども園内）	館矢間館山字玉川 136-1	87-8985	月～金曜日（祝日を除く） 土曜日月2回（第2、第4土曜日） 9:30～16:00 * 土曜開放日は、こども園や 保育所の在園児も利用でき ます。

《育児相談》

電話での相談も受け付けています。些細な事でもひとりで抱えず、各子育て支援センターへご相談ください。（月～金曜日 9:30～17:00）

《子育て講座、イベント》

子育て家庭、地域全体の子育て力向上のため、講座やイベントを開催しています。ふれあい遊びや親子でリフレッシュできる内容で開催しています。（わらべうた、絵本読み聞かせ、クッキング、季節の行事等）

* 開催予定は『広報まるもり』や『支援センターだより』でご確認ください。

イベント参加には予約が必要です。

《絵本の貸し出し》

各子育て支援センターにて絵本の貸し出しをおこなっています。

《子育てサークル支援》

みんなで集まって何か楽しみたい、やってみたいと思っているお母さんたちを応援します。



イベント等の最新情報はホームページでお知らせしています。



②保育所開放「あそんでみませんか」

問い合わせ：大内保育所

79-3119

6～2月の期間、保育所を開放します。詳しい日時は『広報まるもり』やチラシでお知らせしますので、ぜひ遊びに来てみてください。

【場所】大内保育所

【日時】毎週水曜日 10:00～11:00



③ベビーケアルーム（授乳室）

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班

87-7521

役場1階ロビーにおむつ交換や授乳が行えるベビーケアルームを設置しています。役場に手続きに来た時だけでなく、お散歩やお買い物の合間の授乳やおむつ交換にぜひご利用ください。



正面玄関を入ってすぐ左手です。
箱型の個室で施錠できます。



中にはソファとスツールがあり、つなげば
おむつ替え用のベッドになります。

その他の身近なベビーケアスポットについてはこちらから確認できます。



④ブックスタート

問い合わせ：丸森町社会福祉協議会 事務局

72-2241

こどもとゆっくり向き合い、心のふれあいを持つ時間をつくれていますか？きっかけづくりのひとつとして『ブックスタート』をおこなっています。

乳児家庭全戸訪問（P.4）でご家庭を訪問した際に、絵本の読み聞かせをおこないます。

【対象者】 生後3か月頃までのこどもとその保護者

【内容】 絵本の読み聞かせ

ブックスタートセット(*)をプレゼント

(*)好きな絵本1冊、アドバイスブック、絵本バッグのセットです。



⑤ 1 歳・3 歳すこやか絵本プレゼント

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

親と子がふれあう時間を持つきっかけづくりとして、1 歳 6 か月児健診・3 歳児健診の際にこどもの名前や好きなものなどを入れ込んだ、オリジナル知育絵本をプレゼントします。健診の案内に注文用紙を同封しますので、指定の期日までに忘れずにお申込みください。

【対象者】 1 歳 6 か月児健診および 3 歳児健診の対象児の保護者

【内容】 1 歳 6 か月児健診：こどもの『好きなもの』を探しに行く
かわいらしい絵本 ♪

3 歳児健診：こどもが自分の名前に興味を湧く
『ひらがななまえ』絵本 ♪



⑥ 家事・育児支援サービス利用応援事業

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

「こどもとゆっくり向き合う時間がほしい」「たまには誰かに家事を代わってほしいな」そんな時はありませんか？

丸森町では、家事代行やベビー・キッズシッターに利用できる『WARASKO クーポン』の交付を行っています。

【対象者】 町内で未就学児を養育する保護者

【内容】 登録事業者で利用できるクーポン券を交付します。

申請できるのは、ひと世帯につき年度内に 1 回限りです。

未就学児を養育している世帯であれば翌年度も申請できます。

【交付額】 50,000 円分（2,000 円券 × 25 枚）

【利用期限】 交付日の属する年度末まで



⑦ 保育所・認定こども園等への入所(園)

○ 教育・保育給付認定

問い合わせ：子育て定住推進課 保育支援班 72-3013

丸森町に住民登録をしているこどもの保護者が、幼稚園や保育所、認定こども園などの利用を希望される場合は、入所（園）の決定とは別に、保護者の就労状況等をもとに家庭における保育の必要性に応じて利用のための「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。「教育・保育給付認定」とは、保育所・認定こども園等を利用する場合に受ける手続きで、必要に応じた保育・教育サービスを提供していくために保育の必要性などを判定するものです。

《保育の必要性の認定について》

(1) 保育の必要性とこどもの年齢により、3つの認定区分に分けられます。

認定区分	内 容	施設種別	町内で利用できる施設（私立）
1号認定	満3歳以上のこどもで、教育を希望される場合	認定こども園 幼稚園	丸森たんぼぼこども園（幼稚園機能） 丸森ひまわりこども園（幼稚園機能）
2号認定	満3歳以上のこどもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認定こども園 保育所	丸森たんぼぼこども園（保育園機能） 丸森ひまわりこども園（保育園機能） 大内保育所
3号認定	満3歳未満のこどもで、「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望される場合	認定こども園 保育所 地域型保育事業	丸森たんぼぼこども園（保育園機能） 丸森ひまわりこども園（保育園機能） 大内保育所

(2) 「保育を必要とする事由」とは、保護者（父母共に）が次のいずれかの要件に該当する場合のことをいいます。

保 育 を 必 要 と す る 事 由	■ 就労していることを常態としている場合 ■ 妊娠中であるか、または出産後間もない場合 ■ 保護者の病気や障害がある場合 ■ 同居または長期入院等をしている親族の介護・看護をしている場合 ■ 災害復旧にあたっている場合 ■ 求職活動中である場合（90日を上限とします） ■ 就学をしている場合（職業訓練校等における職業訓練を含む） ■ 虐待やDVの恐れがある場合 ■ 育児休業取得中であって、すでに保育を利用している他のこどもがあり、継続利用が必要であると認められる場合 ■ その他、上記に類する状態にあると町長が認めた場合
--	---

(3) 保育の必要量とは、保育の必要性の基準により必要とされる保育時間のことで、保育標準時間（最大11時間）と保育短時間（最大8時間）があります。例えば、父母共に就労要件に該当する場合の保育の必要量は次のように月あたりの就労時間数により区分されます。

保育利用区分	保護者の必要就労時間数	利用できる時間
保育標準時間	保護者（父・母共に）が月あたり120時間以上の就労をしていること	○丸森たんぼぼこども園 ○丸森ひまわりこども園 7:00～18:00 ○大内保育所 7:30～18:30
保育短時間	保護者が月あたり48時間以上120時間未満の就労をしていること	○全施設 8:30～16:30

《保育施設入所（園）募集について》

随 時 募 集

令和6年5月1日以降に入所（園）を希望する場合

受付時期：利用希望月の前々月末日まで（土・日、祝日を除く。）

受付場所：子育て定住推進課窓口

～例～

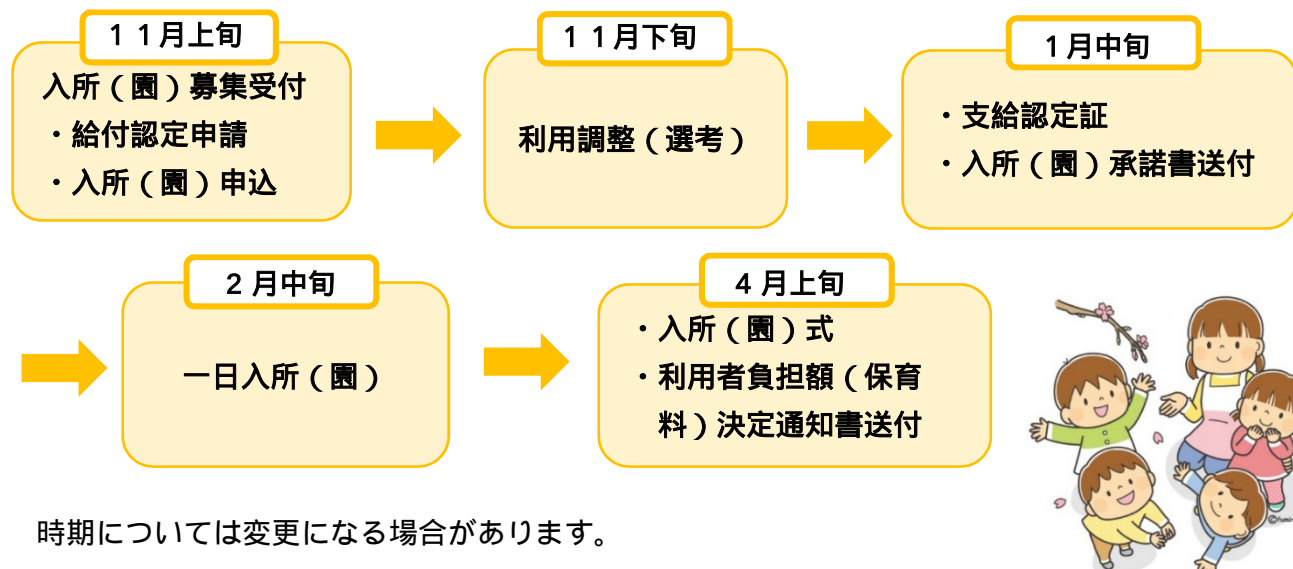
令和6年6月1日入所（園）希望の場合 **令和6年4月末日までに申請**

一 斉 募 集

令和7年4月1日入所（園）を希望する場合

令和7年度4月当初の入所（園）の募集は、令和6年11月頃に実施します。（広報まるもりや町のホームページでお知らせします。）

《申込みから入所（園）までの流れについて》



《町内の保育施設》

【2・3号認定】保育所・認定こども園（保育園機能）等

保護者が就労等により、昼間家庭で保育することができない就学前のこどもを保護者にかわって保育する施設です。

施設名	定員	対象児童	住所	電話番号	開所（園）時間
大内保育所	20	6か月～ 小学校就学前まで	大内字西畑 92-7	79-3119	平日 7:30～18:30 （土曜 7:30～18:30）
丸森たんぼぼこども園	90	2か月～ 小学校就学前まで	字鳥屋 120	86-4336	平日 7:00～19:00 （土曜 7:00～19:00）
丸森ひまわりこども園	90	2か月～ 小学校就学前まで	館矢間館山字玉川 136-1	87-6466	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00

土曜保育の実施場所は、丸森ひまわりこども園です。

開所(園)時間は、延長保育を含む時間です。

【1号認定】認定こども園（幼稚園機能）・幼稚園

家庭での保育が可能な3～5歳児の子どもをお預かりし、幼児教育をおこなう施設です。

施設名	定員	対象児童	住所	電話番号	開園時間
丸森たんぼこども園	10	3歳～ 小学校就学前まで	字鳥屋 120	86-4336	平日 8:30～13:30
丸森ひまわりこども園	10	3歳～ 小学校就学前まで	館矢間館山字玉川 136-1	87-6466	平日 8:30～13:30

町内には『幼稚園』がありません。町外にある幼稚園への入園を希望される方も支給認定が必要です。詳しくは、入園を希望する施設にお問い合わせください。

《令和6年度のクラス表》

（年齢基準：令和6年4月1日現在）

クラス	生年月日
0歳児	令和 5年 4月 2日～
1歳児	令和 4年 4月 2日～令和 5年 4月 1日
2歳児	令和 3年 4月 2日～令和 4年 4月 1日
3歳児	令和 2年 4月 2日～令和 3年 4月 1日
4歳児	平成31年 4月 2日～令和 2年 4月 1日
5歳児	平成30年 4月 2日～平成31年 4月 1日



○預かり保育

認定こども園の幼稚園機能を利用しているこどもについて、降園時間である 13:30 以降や長期休業期間等に、やむを得ず保育を希望する場合に預かり保育をおこないます。

【対象】 認定こども園の幼稚園機能を利用している児童

【利用時間・料金】

区分	利用時間			利用料金 (1 回の利用毎)
平日（月～金曜日）	半日		13:30～17:30	800 円
土曜日 （長期休業期間の土曜日を含む）	半日		8:30～13:30	1,000 円
			13:30～17:30	800 円
	一日		8:30～17:30	1,800 円
長期休業期間中 （月～金曜日）	半日		8:30～13:30	—
			13:30～17:30	800 円
	一日		8:30～17:30	800 円
申し込み・問い合わせ	丸森たんぽぽこども園 86-4336 丸森ひまわりこども園 87-6466			

○延長保育

保護者の勤務時間や急な家庭事情により、認定された保育時間を超えた保育を必要とする場合、こどもの保育をおこないます。

保育所と認定こども園では、対応できる時間に違いがありますのでご注意ください。

《大内保育所》

【対象】 大内保育所を利用している児童

【利用時間・料金】

利用時間	保育短時間認定	保育標準時間認定
7:30～8:30	月額 1,000 円	—
16:30～18:30	月額 1,000 円	—
* 保育短時間認定の方が、の時間帯を組み合わせで利用した場合、利用料はそれぞれを合算した金額になります。 * 保育標準時間認定の方は、7:30～18:30 まで利用できるため、延長保育はご利用になれません。		
申し込み・問い合わせ	大内保育所 79-3119	

《認定こども園》

【対象】認定こども園の保育園機能を利用している児童

【利用時間・料金】

利用時間	利用料金			
	1回あたりの金額		最大料金（月額）	
	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間
7:00～8:30	200円	—	1,000円	—
16:30～18:00	200円	—	1,000円	—
18:00～19:00	300円	300円	2,000円	2,000円
＊保育短時間認定の方が、～の時間帯を組み合わせで利用した場合、利用料はそれぞれを合算した金額になります。 例）～をすべて利用 200円+200円+300円=1回あたり700円 を月10回、 を月2回利用 1,000円+600円=1,600円				
申し込み・問い合わせ	丸森たんぼぼこども園	86-4336	丸森ひまわりこども園	87-6466

○障害児保育

問い合わせ：丸森たんぼぼこども園 86-4336

丸森ひまわりこども園 87-6466

大内保育所 79-3119

町内の保育施設では、障害のあるこどもや障害の可能性のあるこどものよりよい発育・発達を促すため、個別的な配慮をしながら集団保育をおこないます。



○ 保育料等無償化事業

問い合わせ：子育て定住推進課 保育支援班 72-3013

町独自の事業として、丸森町に住所を有するこどもの利用者負担額（保育料）と副食費を無償化します。

区分	保 育 料	副 食 費
0～2歳児	無償 【町独自の無償化】	無償 【保育料に含まれているため】
3歳以上児	無償 【国の幼児教育・保育の無償化制度】	無償 【町独自の無償化】

- * 無償化のための手続き等は不要です。
- * 無償化を決定するためには、保護者の市町村民税情報が必要となります。申告は忘れずに行ってください。
- * 延長保育・一時保育・預かり保育（幼稚園）・病後児保育は無償化の対象外です。



⑧ 一時保育（一時預かり）

保護者の傷病等による緊急時やリフレッシュしたい時など、保育施設を利用していないこどもを町内の認定こども園でお預かりします。事前の申し込みが必要ですのでお問い合わせください。

【対象】 保育所、認定こども園等に入所（園）していない生後6か月から就学前までのこども

【利用料金】

区分	利用時間		利用料金 (1回の利用毎)
一日利用	7:30～18:00		3歳未満児 2,200円 3歳以上児 2,000円
半日利用	7:30～12:30		3歳未満児 1,100円 3歳以上児 1,000円
	12:30～18:00		
申し込み・問い合わせ	丸森たんぽぽこども園	86-4336	
	丸森ひまわりこども園	87-6466	

○ 「一時保育」利用料の助成

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

保育施設に所属していない6か月から2歳未満のこどもがいる世帯に、一時保育利用券（2回分）を配付しています。対象者へは子育て定住推進課から送付します（手続き不要）。ぜひご活用ください。

⑨ 病後児保育

病気が回復している途中で、自宅での静養を必要とするこどもを丸森たんぽぽこども園内の病後児保育室で、看護師・保育士の専門スタッフが一時的にお預かりします。保護者が、仕事や傷病・事故・出産・冠婚葬祭などの理由で保育することが困難な場合に利用できます。

対象者	1 歳から小学校 3 年生までの町内のこども
利用可能日時	月～金曜日 7：30～18：00 * 祝日、8 月 13 日～15 日、12 月 29 日～1 月 3 日を除く
利用料金	1 時間当たり 250 円（最大 10 時間まで）
利用方法	事前登録が必要です。事前登録の書類は認定こども園で配布しています。
申し込み・問い合わせ先	丸森たんぽぽこども園 86-4336

⑩ 小・中学校

町内の小・中学校及び教育関係機関は以下のとおりです。

学校名等	住所	電話番号	校区
丸森小学校	字菱川内 39-1	72-2140	丸森・金山・筆甫・大内・小斎
館矢間小学校	館矢間館山字玉川 29-1	72-2148	館矢間・大張・耕野
丸森中学校	字田町南 24-2	72-2145	全域
教育委員会	字鳥屋 120	72-3035	

○ 就学時健康診断

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

小学校に入学するこどもの保護者あてに、前年度の 8 月下旬に「就学時健康診断のお知らせ」を送付します。10 月に健康診断を実施し、こどもの心身の状態を把握します。お知らせが届かない場合は、教育委員会事務局へお問い合わせください。

○就学通知

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

小・中学校に入学されるこどもの保護者あてに、1月中旬に「入学通知書」を送付し、入学予定の小・中学校に関するご案内をします。

次のような場合には、教育委員会事務局へお問い合わせください。

入学通知書が届かない場合

病気などの理由で就学について相談したい場合



○入学準備品支援事業

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、町立の小学校・中学校に新たに入学する方を対象に運動着を支給します。

【対象者】 丸森町立小・中学校に入学する新小学1年生と新中学1年生

【支給品】 運動着（長袖、長ズボン、半袖、ハーフパンツ 各1着）

【申込】 小学校は1日入学、中学校はオープンスクールにて受付



○学校給食費の無償化

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費を無償にします。

○転入学・転校

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

町内へ転入または、町内で転居した場合

前の学校で交付を受けた在学証明書、教科書給与証明書を持って、指定された学校で手続きをおこなってください。

町外へ転出する場合

現在通っている学校で、在学証明書、教科書給与証明書の交付を受けて、転出先の役所・役場で手続きをおこなってください。

○セカンドブック事業

問い合わせ：教育委員会事務局 生涯学習課 72-3036

小学校に入学した1年生を対象に、お好きな児童書を一冊選んでもらいプレゼントします。

○小学校入学祝金

小学校に入学したこどもの保護者に、入学を祝福しこどもの健やかな成長を支援することを目的として、小学校入学祝金を支給します。

対 象 者	小学校に入学したこどもを監護する保護者で、入学した年の 5 月 1 日に町内に住所を有する方
援助内容	新入学児童 1 人につき 3 万円を支給
申請方法	対象者には通知文書とともに『小学校入学祝金支給申請書』を送付します。通知文書に記載された締切日までに各小学校に提出してください。
申 請 先	教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

○就学援助

経済的理由により、就学が困難な小・中学生のこどもの保護者に対し、就学援助をおこないます。

対 象 者	保護者が前年中に生活保護法による保護の停止または廃止された家庭世帯員全員の前半の所得の合計が一定の基準以下で、生活が困難と認められた家庭
援助内容	学用品費、修学旅行費など小・中学校で必要な費用の一部
申請時期	毎年 1 月下旬～3 月中旬 (この期間以外でも随時受け付けますが、認定月は変わります。) * 現在受給されている方には、別途申請書を送付します。必要がある方は再度申請書を提出してください。
そ の 他	この制度は、保護者が支出した費用を補てんするための制度であり、学校納付金等を免除するものではありません。学校納付金は、保護者において指定期限までに全額お支払ください。 援助費の金額は毎年見直しがあり、変更されることがあります。
申 請 先	教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

○各種検定の無料受験の実施

こどもたちが自身の学力レベルを確認するとともに、更なる学力向上を目指していけるよう、各種検定を受検する際の費用を町が全額負担します。

対 象 者	町内の小・中学生及び町内在住の高校生 ただし、小学生は4年生以上に限ります。
対象となる検定	英語検定、漢字検定、算数・数学検定のうち、 <u>町が指定した日時・場所で開催するもの</u>
そ の 他	各検定の準会場として町内で実施します。 上位の級によっては、本会場（仙台市内）での受験が必要になる場合があります。【無料受験の対象外】 各種検定を実施する日程や場所については、小中学校を通じてお知らせするとともに、高校生以上の方については町ホームページにも掲載します。
申 請 先	教育委員会事務局 生涯学習課 87-7245

○土曜学び塾

児童の自学自習及び家庭学習の習慣を形成するための支援を行い、学習の基礎・基本の定着と児童学力全体の底上げを図るとともにたくましく心豊かな児童を育成することを目的に、土曜学び塾を行っています。

対 象 者	町内の小学校に通う5～6年生
実施日時	おおむね毎週土曜日（年末年始を除く） 8：45～11：30
実施場所	丸森まちづくりセンター
学習内容	「算数」、「英語」、「苦手とっば」の3つのコースから1つを選択し、学習支援員と学習に取り組みます。 基本の学習の流れは、自学・自習、コース別学習、となりますが、ふるさと学習などの体験活動も実施します。
費 用	無料
申 請 先	教育委員会事務局 生涯学習課 87-7245

○町営学習塾

生徒の自立学習の定着を支援し、学習意欲及び学力の向上を目指すため、町営学習塾を実施しています。

対 象 者	町内の中学校に通う 1 ～ 3 年生
実施日時	毎週火～金曜日の放課後 学校の行事等により変更することがあります。
実施場所	丸森町情報教育センター（丸森中学校北校舎 PC 教室）
学習内容	英語と数学の 2 教科 タブレットを使用し、授業の進度に合わせた予習学習を行います。
費 用	学習費用は無料ですが、以下の費用がかかります。 教材費：1 教科あたり年間 2,000 円 傷害保険料：800 円
申 請 先	教育委員会事務局 生涯学習課 87-7245

○奨学金貸与

教育の一層の振興を図るため、奨学基金を設け、奨学資金を無利子で貸与します。

申請資格	丸森町に 1 年以上居住している方の子弟で、高校・高等専門学校・大学の入学が決定している方及び在学中で、勉学に熱意を有し成績優秀かつ身体強健で現に在学する学校長または出身学校長が推薦した方で、経済上の理由により学資の支出が困難な方																			
貸付金額 (令和 6 年 4 月現在)	<table><tr><td colspan="2">区分</td><td>月額奨学金</td></tr><tr><td colspan="2">高等 学 校 奨 学 金</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">高等 専 門 学 校 奨 学 金</td><td>15,000 円</td></tr><tr><td rowspan="2">専修学校奨学金</td><td>高等課程</td><td>13,000 円</td></tr><tr><td>専門課程 (専門学校)</td><td>22,000 円</td></tr><tr><td colspan="2">大 学 奨 学 金</td><td>32,000 円</td></tr></table> * 入学資金：大学 100,000 円、大学以外 50,000 円			区分		月額奨学金	高等 学 校 奨 学 金		13,000 円	高等 専 門 学 校 奨 学 金		15,000 円	専修学校奨学金	高等課程	13,000 円	専門課程 (専門学校)	22,000 円	大 学 奨 学 金		32,000 円
区分		月額奨学金																		
高等 学 校 奨 学 金		13,000 円																		
高等 専 門 学 校 奨 学 金		15,000 円																		
専修学校奨学金	高等課程	13,000 円																		
	専門課程 (専門学校)	22,000 円																		
大 学 奨 学 金		32,000 円																		
選 考	教育委員会が、出願された書類を選考方針に基づき審査し、推薦した校長を経由して、結果を本人に通知します。																			
返済方法	貸与終了後 1 年を経過した後、貸与を受けた期間の 2 倍に相当する期間内に全額返済していただきます。																			
申請時期	・ 進学予定者 毎年 11 月中旬～12 月中旬 ・ 在学者 毎年 4 月上旬～4 月中旬																			
申 請 先	教育委員会事務局 学校教育課 72-3035																			

○教育相談

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

・在学青少年教育相談員

町内の小・中学校の児童・生徒指導に関し、相談・助言をおこない、健全な学校生活が送れるように支援するため、教育相談員を配置しています。

・スクールカウンセラー（SC）

町内の小・中学校に在籍する児童・生徒からの相談はもちろん、その保護者からの相談にも対応できるよう、県から派遣されたカウンセラーを各小・中学校に配置しています。

・スクールソーシャルワーカー（SSW）

県から派遣されたソーシャルワーカーを中学校に配置し、いじめや不登校など児童・生徒の悩みや抱えている問題を解決するため、本人と面談を行ったり家庭や学校に働きかけたりすることで、心のケアや問題行動の未然防止に努めています。要請があれば小学校の児童についての問題解決にもあたります。

在学青少年教育相談員とSCおよびSSWは、互いに連携することで、町内の小・中学校に在籍する子どもやその家族の抱える不安や課題に対処していきます。家庭だけで抱え込まず、相談くださることで早期解決に向けてともに歩むことができます。ぜひ、お気軽にご相談ください。

○「子どもの心のケアハウス」

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

学校生活に困難がある児童生徒の居場所づくりや学びの場として「子どもの心のケアハウス」を設置し、学校復帰や社会的自立を支援しています。

○適応指導教室「仙南けやき教室」

問い合わせ：仙南けやき教室 0224-27-2001

こどもの悩みや心配事を指導員と一緒に考えます。また、登校拒否傾向にある児童・生徒のための教室を運営しています。

【対象者】 長期にわたって欠席が続いている小・中学生

【事業内容】 ○登校できないこどもの安心できる居場所となります

○こどもの状態に応じた生活・学習等をおこない、自立できるよう促します

【所在地】 〒989-1104 白石市白川内親字五輪沢 9

○小・中・高校生の放課後まなびサポート

問い合わせ：NPO 法人アスイク（仙南エリア） 090-9424-2580

宮城県保健福祉部 社会福祉課 022-211-2517

「安心して勉強できる環境がほしい！」こんな気持ちを応援してくれる場所があります。ぜひ気軽に相談してみてください。

【対象者】 下記のすべてに該当する方

宮城県内の町村に住んでいる方

小学校 4 年生～高校 3 年生

生活保護・児童扶養手当・就学援助費のいずれかを受給している世帯等

【事業内容】 ○居場所・学習サポート

基本的な学力の向上や、受験のサポートをします。最新のインターネット教材も導入しています。自宅でサポートを受けることもできます。

○体験プログラム

大人の力を借りて、さまざまな仕事を体験したり、必要なスキルを身につけたりするためのプログラムです。

○相談サポート

学校や進路、進学について相談に応じます。保護者からの相談も OK です。



⑪放課後児童クラブ

問い合わせ：子育て定住推進課 保育支援班 72-3013

保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学生の児童を対象に、こどもたちの放課後と学校休業日の生活を守る場所として放課後児童クラブを開設しています。

施設名	定員	対象者	住所	電話番号	開所時間
丸森地区第1放課後児童クラブ 丸森にこにこクラブ	40	丸森小学校通学児童 (1・2・3年生)	字菱川内 39-1 (丸森小学校内)	090-6192-9426	《開所日》 ・月～金曜日 下校後～18:15 ・学校休業日 7:45～18:15
丸森地区第2放課後児童クラブ 丸森わくわくクラブ	40	丸森小学校通学児童 (4・5・6年生)	字町西 29-2 (旧仙台銀行1階)	090-6192-9443	
金山地区放課後児童クラブ 金っこクラブ	20	希望する児童	金山字下前川原 1-1 (旧金山小学校内)	090-6192-9473	
大内地区放課後児童クラブ うりぼうズ	25	希望する児童	大内字横手 18 (旧大内小学校内)	090-6192-9468	《開所日》 ・土、日曜日 ・8月13日 ～8月16日 ・12月29日 ～1月3日 ・学校が実施する 引渡し訓練実施日
小斎地区放課後児童クラブ こめっ子クラブ	20	希望する児童	小斎字古館 95 (旧小斎小学校内)	090-6192-9463	
館矢間地区第1放課後児童クラブ 館っ子クラブ	50	館矢間小学校通学児童 (1・2・3年生)	館矢間館山字玉川 29-1 (館矢間小学校内)	090-6192-9454	
館矢間地区第2放課後児童クラブ 元気っ子クラブ	60	館矢間小学校通学児童 (4・5・6年生)	館矢間館山字東玉 191-1 (旧いちまさ店舗)	090-6192-9457	《開所日》 月～金曜日 7:45～18:15 <u>長期休業期間のみ の開所です</u> 《閉所日》 ・土、日曜日 ・8月13日 ～8月16日 ・12月29日 ～1月3日
大張地区放課後児童クラブ 大張っ子クラブ	20	希望する児童	大張川張字宮田 25 (旧大張小学校内)	080-4299-5821	

* 丸森町内に住所を有している児童が対象です。町外から区域外就学している児童は利用できません。

【申し込み方法等】

- ・利用申請書等の提出が必要です。
- ・年度初めからの利用については、前年度の10月頃に一斉募集します。
(対象児童に「利用申請のご案内」を配布)
- ・年度途中から利用したい場合は随時お問い合わせください。
- ・利用には利用者負担金及びおやつ代(傷害保険料含む)がかかります。
「利用申請のご案内」をご確認ください。



3. 助成・手当等

① 医療費の助成

○ 未熟児養育医療助成制度

問い合わせ：保健福祉課 国保医療班 72-3014

出生時の体重が 2,000 グラム以下や強い黄疸などの未熟性があり、医師が入院を必要と認めた乳児について、指定医療機関での医療費の一部を給付します。

○ 子ども医療費助成

0 歳～高校 3 年生相当（18 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日）まで、通院・入院に係る保険診療の自己負担を助成します。所得制限はありません。

助成対象 医療費	通院・入院（食事療養費含む）に係る保険診療の自己負担額 * 保険診療外（予防接種、初診時選定療養費等）の医療費は対象外です。 * 学校等でのけがで『災害共済給付金』が支給される場合は対象外です。 * ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合、その額を差し引いて助成します。
助成方法	【現物給付】～県内の医療機関を受診する場合～ 医療機関の窓口でこどもの健康保険証、子ども医療費受給資格者証を提示してください。保険診療の自己負担分を支払うことなく医療サービスを受けることができます。 【償還払い】～県外の医療機関、現物給付に対応できない県内の医療機関を受診する場合～ 医療機関でいったん医療費の自己負担分をお支払いください。助成申請書に必要事項を記入し、医療機関から証明を受けて役場に提出してください。助成金を指定口座に振込みます。 * 医療費助成の遡及期限は支払ってから 2 年です。
申請に 必要なもの	出生、転入等で新たに申請したい こどもの健康保険証、保護者名義の通帳 保護者の所得確認書類（転入の場合のみ） 健康保険証や住所が変更になったので届出をしたい こどもの健康保険証、受給者証
申請・届出先	保健福祉課 国保医療班 72-3014

○母子・父子家庭医療費助成

ひとり親家庭等の通院・入院に係る保険診療の自己負担額を一部助成します（所得制限あり）

助成対象者	ひとり親家庭の父または母及び養育者
助成期間	児童が 18 歳になった日以後の最初の 3 月 31 日まで
助成対象医療費	通院・入院（食事療養費含む）に係る保険診療の自己負担額の一部 * 医療機関（院外薬局）ごとにひと月当たり入院は 2,000 円、通院は 1,000 円を超えた金額が対象です。 * 保険診療外（予防接種、初診時選定療養費等）の医療費は対象外です。 * ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合、その額を差し引いて助成します。
助成方法	【償還払い】 医療機関でいったん医療費の自己負担分をお支払いください。助成申請書に必要な事項を記入し、医療機関から証明を受けて役場に提出してください。助成金を指定口座に振込みます。 * 医療費助成の遡及期限は支払ってから 2 年です。
申請に必要なもの	ひとり親家庭になったので新たに申請したい 健康保険証、通帳 健康保険証や住所が変更になったので届出をしたい 健康保険証、受給者証
申請・届出先	保健福祉課 国保医療班 72-3014



○心身障害者医療費助成

重度心身障害者等の通院・入院に係る保険診療の自己負担額を助成します（所得制限あり）。

助成対象者	身体障害者手帳 1 級～3 級（3 級は内部障害のみ）をお持ちの方 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方 療育手帳 A をお持ちの方 療育手帳 B をお持ちで職親に委託されている方 特別児童扶養手当 1 級に該当する方
助成対象医療費	通院・入院（食事療養費含む）に係る保険診療の自己負担額 * 保険診療外（予防接種代、初診時選定療養費等）の医療費は対象外です。 * 学校等でのけがで『災害共済給付金』が支給される場合は対象外です。 * ご加入の健康保険から高額療養費や付加給付金が支給される場合、その額を差し引いて助成します。
助成方法	【償還払い】 医療機関でいったん医療費の自己負担分をお支払いください。助成申請書に必要な事項を記入し、医療機関から証明を受けて役場に提出してください。助成金を指定口座に振込みます。 * 医療費助成の遡及期限は支払ってから 2 年です。
申請に必要なもの	手帳の交付を受けたので新たに申請したい 健康保険証、通帳 健康保険証や住所が変更になったので届出をしたい 健康保険証、受給者証
申請・届出先	保健福祉課 国保医療班 72-3014

○自立支援医療費

身体上の障害や疾患、精神疾患で通院を要する方について、医療費の負担を軽減する制度です。

区分	対象者	内容	問い合わせ申請先
更生医療	身体障害者手帳を持っている 18 歳以上の方	指定医療機関の主治医が確実な治療効果が期待できると認めた場合に申請できます。	保健福祉課 社会福祉班 72-2115
育成医療	身体上の障害を有するか現存する疾患を放置すると将来機能障害を残すと認められる 18 歳未満の方	指定医療機関での治療に要する医療費が 1 割負担となります。 * 所得に応じた自己負担上限額があります。	
精神通院医療	精神疾患で通院している方	精神科の病気で一定の症状があるために、継続して通院する必要がある場合、通院治療に要する医療費が 1 割負担となります。 * 所得に応じた自己負担上限額があります。	

②手当等

○児童手当

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。

支給内容 (月額)	区分	3歳未満	3歳以上 小学校修了前	中学生
	対象児童の1人目・2人目	15,000円	10,000円	10,000円
	対象児童の3人目以降	15,000円	15,000円	10,000円
	所得制限該当世帯	5,000円	5,000円	5,000円
	＊令和6年4月現在の手当額です。 ＊“対象児童の3人目以降”とは、0歳～高校3年生相当(18歳になった日以後の最初の3月31日)までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。 ＊受給者の所得が所得上限額を超えた場合、受給資格は消滅します。			
支払期間	年3回 6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分) 各月8日支払い(土日祝の場合は翌平日)			
受給資格者	中学校修了前の児童を養育している父母または養育者(父母がいない場合) ＊受給者は世帯主や所得の高い方など生計の中心者になります。			
申請(請求)に必要なもの	・受給資格者名義の通帳もしくはキャッシュカード(写し可) ・受給資格者と配偶者の個人番号がわかるもの ＊その他受給資格者の支給要件により必要書類が異なりますので、下記の申請先にご相談ください。			
申請期間	出生や転入などの異動があった日の翌日から15日以内			
申請・届出先	子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521 ＊公務員の方は勤務先での手続きになります。 ＊令和6年10月分より制度改正により支給額や対象児童等が変更となります。詳しくはホームページでお知らせします。			

○児童扶養手当

父母の離婚や父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、手当を支給する制度です。ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的にしています。

支給内容 (月額)	<table><tr><th>区分</th><th>全部支給</th><th>一部支給</th></tr><tr><td>対象児童の 1 人目</td><td>45,500 円</td><td>45,490～10,740 円</td></tr><tr><td>2 人目の加算額</td><td>10,750 円</td><td>10,740～5,380 円</td></tr><tr><td>3 人目以降の加算額</td><td>6,450 円</td><td>6,440～3,230 円</td></tr></table>			区分	全部支給	一部支給	対象児童の 1 人目	45,500 円	45,490～10,740 円	2 人目の加算額	10,750 円	10,740～5,380 円	3 人目以降の加算額	6,450 円	6,440～3,230 円
	区分	全部支給	一部支給												
	対象児童の 1 人目	45,500 円	45,490～10,740 円												
	2 人目の加算額	10,750 円	10,740～5,380 円												
	3 人目以降の加算額	6,450 円	6,440～3,230 円												
* 令和 6 年 4 月現在の手当額です。今後、改訂されることがあります。 * 受給資格者や同居する扶養義務者の所得に応じ、所得制限があります。 * 公的年金を受給しているまたは請求すれば受給できる場合は、その差額が 手当として支給されます。															
支払期間															
受給資格者															
申請(請求)に必要なもの															
申請・届出先															

○特別児童扶養手当

心身に障害がある児童を監護する父母または養育者に対して手当を支給します。児童の健やかな成長を願うとともに、児童の福祉の向上を目的としています。

支給内容 (月額)	等級	支給額
	1 級 (重度障害児)	55,350 円
	2 級 (中等度障害児)	36,860 円
＊令和 6 年 4 月現在の手当額です。今後、改訂されることがあります。 ＊支給資格者や同居する扶養義務者の所得に応じ、所得制限があります。		
支払期間	年 3 回 4 月(12～3 月分)、8 月(4～7 月分)、11 月(8～11 月分) 各月 11 日支払い(土日祝の場合は前平日)	
受給資格者	20 歳未満で身体または精神に政令で定める程度の障害を有する児童を監護する者、もしくは父母にかわって養育している者。 ＊支給資格があっても、 <u>申請(請求)がない限り支給されませんのでご注意ください。</u> ＊対象児童が児童福祉施設等に入所している場合は支給できません。	
申請(請求)に必要なもの	・支給資格者、配偶者、対象児童、 <u>同居している者全員</u> の個人番号がわかるもの ・支給資格者と対象児童の戸籍謄本 ・支給資格者名義の通帳(キャッシュカード不可) ・対象児童の身体障害者手帳、療育手帳または診断書(様式定めあり) ・本人確認ができるもの ＊その他支給資格者の支給要件により必要書類が異なりますので、下記申請先にご相談ください。	
申請・届出先	子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521	

○遺児等サポート奨学金

問い合わせ：宮城県教育庁総務課 022-211-3613

東日本大震災以外の原因(病気や事故)により、保護者を亡くした児童生徒に対して支給する給付型の奨学金です。

- 【対象者】 県内の小・中学校、特別支援学校の小・中学部、義務教育学校または中等教育学校前期課程に在籍する児童生徒
- 【内容】 月額金：10,000 円
卒業時一時金：小学校卒業時 150,000 円、中学校卒業時 200,000 円
- 【申請方法】 各学校や各教育事務所、宮城県教育庁総務課で申請書を配付
- 【申請先】 宮城県教育庁総務課

○各種手帳の交付

問い合わせ：保健福祉課 社会福祉班 72-2115

・身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障害のある方に交付される手帳です。1級(重度)から6級(軽度)までの区分があります。手帳の交付判定は宮城県でおこないますが、交付を受けたい方は、町にお問い合わせください。

・療育手帳

療育手帳は、知的障害のある方に交付される手帳です。A(重度) B(その他)の区分があります。18歳未満の方の療育手帳交付の判定は児童相談所でおこないますが、交付を受けたい方は、町にお問い合わせください。

・精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害(てんかん、発達障害などを含む)のある方に交付される手帳です。1級(重度)～3級(軽度)の区分があります。手帳の交付判定は宮城県でおこないますが、交付を受けたい方は、町にお問い合わせください。

手帳の交付を受けることで、障害福祉サービス等を利用できる場合がありますので、担当窓口にご相談ください。

○障害児福祉手当

精神または身体に重度の障害があるために、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の障害児で、宮城県仙南保健福祉事務所長の認定を受けた方に支給されます。(所得制限あり)

手当を受ける方の支給要件によって必要な書類が異なります。支給申請を希望される方は下記担当までご連絡ください。

手当月額	15,690円 *令和6年4月現在の手当月額です。今後、改訂されることがあります。
支払期間	年4回 2月、5月、8月、11月
申請・届出先	保健福祉課 社会福祉班 72-2115

○心身障害者扶養共済

問い合わせ：保健福祉課 社会福祉班 72-2115

障害のあるこどもを扶養している保護者が一定の掛金を納入することにより、保護者に万が一（死亡・重度障害）のことがあったときにこどもに年金が支給されます。保護者は65歳未満の方に限ります。

○教育支援資金

問い合わせ：丸森町社会福祉協議会 事務局 72-2241

社会福祉協議会では、生活福祉資金貸付制度の中で、学校教育法に定められた高等学校、短大、大学などへの入学や就学に必要な経費の貸付をおこなっています。

【対象】 低所得世帯

【内容】 教育支援費：就学するのに必要な経費を自己資金で対応できる金額を除いた残額について、限度額の範囲内で貸付します。奨学金制度等を利用できる方はそちらが優先となります。

就学支度費：入学時に必要な経費を自己資金で対応できる金額を除いた残額について、限度額の範囲内で貸付します。

滞納：高等学校に在学し、授業料の滞納により卒業または進級できない場合の当該滞納授業料について、自己資金が不足する場合に貸付します。

区分	高等学校 専修学校(高等課程)	高等専門学校	短期大学 専修学校(専門課程)	大学
教育支援費	月額 35,000 円	月額 60,000 円	月額 60,000 円	月額 65,000 円
就学支度費	500,000 円以内(入学時 1 回のみ)			

【据置期間】 卒業後 6 か月以内（中途退学した場合は、退学した月の翌月から 6 か月以内）

【償還期間】 据置期間終了後 20 年以内（ただし、貸付金額に応じた期間設定になります）

○みやぎっこ応援ローン

問い合わせ：宮城県 子育て社会推進課 022-211-2342

「みやぎっこ応援ローン」は、子育てに係る資金全般について、妊娠されている方から大学卒業までのこどもを持つ子育て世帯を対象として、優遇的な金利設定により融資をおこなう制度です。県内の 11 金融機関と連携し、「みやぎ子育て世帯支援総合融資（みやぎっこ応援ローン）」を実施しています。

- 【対象者】
- ・ 申込時において、宮城県内に住所を有する方
 - ・ 22 歳以下のこどもを扶養されている方並びに妊娠中の方及びその配偶者
 - ・ 申込時の年齢が満 20 歳以上の方
 - ・ 継続して安定した収入がある方
 - ・ その他、各金融機関が定める融資基準を満たされる方

【最大融資額】 500 万円（こどもひとりにつき 200 万円）

【融資対象となる用途】

出産や教育など子育てに必要となる資金全般

（ただし、事業性資金、レジャー・娯楽資金、借換資金、投機・転貸資金及び高級服飾品を購入する資金等は除く）

【申し込み方法】 融資に関する相談は各金融機関へ



4. 各種相談窓口

○子育て支援センターでの相談

子育てをされていて、「誰に言えばいいのかな」「いまさらこんなこと聞いていいかしら」等、心配や不安はありませんか。そんな時は子育て支援センターにご相談ください。担当の保育士が、相談を受け付けています。

相談先	相談方法	電話番号	相談時間
丸森たんぽぽ子育て支援センター 「こりす園」	来園または電話	86-4423	月～金曜日 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)
丸森ひまわり子育て支援センター 「おひさまひろば」	来園または電話	87-8985	月～金曜日 9:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)

○子育ての悩みや不安についての相談

日頃、子育てをする中で抱えている悩みや不安、近隣の気になる子どもや家庭などについて、児童福祉司がお話を伺います。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

たとえば、「子どもがかわいいと思えない」「子育てをやめたいと思ってしまう」「ストレスで子どもに当たってしまう」「あの子は虐待を受けているのかも...」「近所で子育てに困っている家庭がある」等、秘密は守られますので、安心してご相談ください。

相談先	電話番号	相談時間
児童相談所相談専用ダイヤル	いちはやく おやなみを 0120-189-783	24 時間体制で受付
児童相談所虐待対応ダイヤル	いちはやく 189	通話料無料 24 時間体制で受付
子育て定住推進課 子ども家庭班	87-7521	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

○産婦人科医・助産師・小児科医によるオンライン医療相談サービス

問い合わせ：子育て定住推進課 子ども家庭班 87-7521

妊娠中・子育ての方に限らず、婦人科系の悩みをお持ちの方も年齢に関係なく利用できます。

また、相談のほかにも役立つ医療記事や動画配信をおこなっています。登録や利用は無料ですが、「合言葉」が必要です。お気軽に電話やメールでお問い合わせください。

例えば…うんちの色が変 湿疹が気になる 更年期症状 月経不順が気になる

夜間相談

LINEチャット / 音声通話 / 動画通話

平日18時～22時

10分間相談予約制

いつでも相談

サイトから相談を送付できます

毎日24時間受付

原則24時間以内返信

日中助産師相談

助産師とLINEチャットできます

月・水・金 13時～17時

予約なし

【会員登録に必要な合言葉】

チラシを確認するか、下記までお電話下さい

子育て定住推進課 子ども家庭班

「WARASKO」87-7521

○小・中学校の相談窓口

問い合わせ：教育委員会事務局 学校教育課 72-3035

・在学青少年教育相談員

町内の小・中学校の児童生徒指導に関し、相談・助言をおこない、健全な学校生活が送れるように支援します。

・スクールカウンセラー（ＳＣ）

町内の小・中学校に在籍する児童生徒の心のケアはもちろん、その保護者からの相談にも対応します。各小・中学校に配置されています。

・スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）

いじめや不登校など児童生徒の悩みや抱えている問題を解決するため、本人と面談をおこなったり家庭や学校に働きかけたりすることで、心のケアや問題行動の未然防止などに努めています。通常は中学校に配置されていますが、要請があれば小学校の児童についての問題解決にもあたります。

上記の各相談員はそれぞれが連携することで、町内の小・中学校に在籍するこどもやその家族の抱える不安や課題に対処していきます。家庭だけで抱え込まず、『たすけて！』『こまった！』の声をあげて、相談くださることで早期解決に向けてともに歩むことができます。ぜひ、お気軽にご相談ください。

○不登校・発達支援相談室「りんくるみやぎ」

幼児・児童生徒、保護者、教職員を対象に不登校や学校不適應、発達の遅れや偏りなど、こどもの悩みについて、臨床心理士や電話相談員、指導主事が相談に応じます。

電話での相談はもちろん、事前に連絡すれば来所での相談に応じてもらえます。

相談内容	電話番号	相談時間
発達支援教育相談ダイヤル	022-784-3565 022-784-3563	電話 9:00～16:00（月～金） 来所（要予約）9:00～16:00（月～金）
不登校相談ダイヤル	022-784-3567	電話 9:00～16:00（月～金） 来所（要予約）9:00～16:00（月～金）
子どもの相談ダイヤル	022-784-3568	電話 9:00～16:00（月～金）
24時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310 なやみいおう	24時間対応
相談支援テレホン	022-784-3570	8:30～17:15（月～金）

○母子・父子家庭電話相談

平日は仕事や家事など日々の生活に追われ、相談相手を得るのが難しい状況を踏まえ、日曜日等に母子・父子家庭等が気軽に各種相談をできる電話相談をおこなっています。

相談先	電話番号	相談時間
宮城県母子・父子福祉センター	022-295-0013	9:00～17:00 (火・土曜日、祝日、年末年始を除く)

○少年電話相談

友達関係で悩んでいる、学校生活がうまくいかない、親子関係で悩んでいる、家出をした、こどもの非行が心配などの相談に少年問題に専門的な知識を持つ少年警察補導員が応じます。相談された方の秘密は固く守りますので、気軽に安心してご相談ください。一緒に問題を解決しましょう。

相談先	電話番号	相談時間
ヤングテレホン	022-222-4970	24 時間体制で受付

○いじめ110番

乱暴された、いじめを受けている、自分のこどもがいじめの加害者になってしまったといった相談に少年問題に専門的な知識を持つ少年警察補導員が応じます。相談された方の秘密は固く守りますので、気軽に安心してご相談ください。一緒に問題を解決しましょう。

相談内容	電話番号	相談時間
県警少年テレホン	022-221-7867	24 時間体制で受付

○小児救急電話相談

夜間や休日の急なこどもの病気にどう対処したらよいのか、医師の診察は受けた方がよいのかなど判断に迷った時に小児科医・看護師に相談できるものです。

相談内容	電話番号	相談時間
宮城県夜間こども安心コール	#8000 PHS 不可 022-212-9390 PHS 使用	19:00～翌朝 8:00 (土曜・休日含む)

5. 役立つ情報

○災害時への備え

《災害時の情報入手の方法》

災害時の情報の入手方法を事前に確認しておきましょう。そのほかにも、災害時は常にテレビやラジオから情報を入手するようにしましょう。

国土交通省 川の防災情報

降雨状況とすべての観測所の観測記録を提供しています。

<http://www.river.go.jp/>



キキクル

大雨による災害発生危険度をリアルタイムで確認できます。

<http://www.river.go.jp/>



宮城県防災情報ポータル

県内の防災気象情報や市町村の避難情報など確認できます。

<https://miyagi-bousai.secure.force.com/>



宮城県土木総合情報システム

県内で発生した災害及び災害警戒情報を提供しています。

<https://www.dobokusougou.pref.miyagi.jp>



宮城県土砂災害警戒メール配信システム

ご希望のエリアの「大雨特別警報・警報・注意報」や「土砂災害警戒情報」をメールでお知らせします。登録は下記のアドレスへ空メールを送信するか、下記 QR コードをご利用ください。

【専用メールアドレス】

touroku@doshasaigai.pref.miyagi.jp



《行政機関・ライフラインの連絡先》

実際に災害に遭い、水道や電気などのライフラインが止まった時や救助を呼ぶための、下記の連絡先を確認しておきましょう。

【行政機関】

名称	所在地	電話番号
丸森町役場	字鳥屋 120 番地	0224-72-2111（代表）
丸森病院	字鳥屋 27 番地	0224-72-2131
角田消防署丸森出張所	字鳥屋 82 番地 1 消防テレホンサービス	0224-72-1244 0180-992-123
角田警察署丸森交番	字鳥屋 30 番地 2	0224-72-2211
筆甫駐在所	筆甫字中井 2 番地 3	0224-76-2110

大内駐在所	大内字登木戸 33 番地 1	0224-79-2110
大張駐在所	大張大蔵字台 30 番地 3	0224-75-2110

【ライフライン】

名称	事柄	電話番号
丸森町役場 建設課	道路、上下水道	0224-72-3030
東北電力（株）	停電等	0120-175-366
NTT 東日本(株)宮城	電話等の故障時	113

《避難所を利用する際の注意点》

災害はいつやってくるかわかりません。いざというときに備えて、ご自宅近くの避難所を確認しておきましょう。

また、避難する際に持ち出すものをまとめておきましょう。

Check!

「**緊急避難場所**」は、一時的に危険から逃れるための避難所であり、「**指定避難所**」は災害により、家に帰ることが出来なくなった人等が一定期間生活するための施設です。

「**福祉避難所**」は、指定避難所での生活が困難な高齢者や障害をお持ちの方など特別な配慮を要する方を受け入れるための施設です。

「指定避難所」へ避難される際は、開設状況を確認してから避難してください。

《非常持ち出し品の確認》

Check!

- | | |
|--|---|
| ☐ リュックサック | ☐ 着替えやタオル、寝袋、雨具、軍手、靴 |
| ☐ 飲料水 | ☐ ナイフや缶切り、鍋や水筒 |
| ☐ 乾パンやクラッカーなど保存の効く食品 | ☐ 懐中電灯、ラジオ、携帯充電器、ロープ |
| ☐ 粉ミルクまたは液体ミルク、哺乳瓶 | ☐ マッチやライター、使い捨てカイロ |
| ☐ マスクやアルコール手指消毒薬 | ☐ ごみ袋 |
| ☐ 常備薬や救急医療品 | ☐ 防災ずきん |
| ☐ 現金（小銭もあると良い） | ☐ 地図 |
| ☐ 預金通帳や印鑑、健康保険証、身分証明書 | |



○町内の医療機関

医療機関名称・所在地	電話番号	主な診療科目	こどもの予防接種
国民健康保険丸森病院 [字鳥屋 27]	72-2131	内科、外科、整形外科、歯科	○ (要予約)
山本医院 [字町西 62 - 1]	72-1351	内科、外科	○ (要予約)
三澤医院 [字大館三丁目 110]	72-1166	内科	○ (要予約)
谷津歯科医院 [字鳥屋 34]	72-1234	歯科、矯正歯科、小児歯科	
たてやま歯科クリニック [字大館一丁目 23]	73-4050	歯科	
目黒歯科クリニック [大内字山屋敷 98 - 1]	79-2818	歯科、小児歯科	
丸森歯科医院 [字鳥屋 150 - 2]	72-4072	歯科	

* 宮城県病院・診療所名簿（令和 6 年 4 月 1 日）より

○夜間・休日救急

休日の昼間は、在宅当番医制になっていますので、『広報まるもり』でご確認ください。

17 時以降の夜間（平日・休日問わず）に受診の必要性があるケガや病気などが起こった場合は、下記の救急窓口にご相談ください。

医療機関名称・所在地	電話番号
公立刈田総合病院 [白石市福岡蔵本字下原沖 36]	0224-25-2145
みやぎ県南中核病院 [柴田郡大河原町字西 38 - 1]	0224-51-5500

* 宮城県小児救急医療体制より

○宮城県分娩取扱施設

宮城県内で分娩を行っている施設が 32 施設あります。

（宮城県ホームページの「分娩取扱施設について」を参照）



○お出かけスポット

丸森町の歴史や自然に触れながら、こどもと楽しい休日を過ごしてください。

施設名	内容・住所・電話番号など
丸森町立金山図書館	『小さな町の小さな図書館』として親しまれています。館内には、こども達が気軽に立ち寄れるようキッズスペースが整備され、児童図書も充実しています。宮城県図書館から図書の借り受けも行っています。 *開館時間 月～金曜日 9:00～17:00 *休館日 土・日曜日、祝日、年末年始 *所在地 金山字下前川原 17 ☎78-1121
丸森まちづくりセンター 図書室	町役場のすぐ東隣にあります。まちセン内の図書室ですが、新しい図書もしっかり入荷しています。 *利用時間 9:00～21:30 *休館日 年中無休 *所在地 字鳥屋 120 ☎72-1683
蔵の郷土館 齋理屋敷	江戸時代後期から昭和初期にかけて栄えた豪商・齋藤家の屋敷と収蔵品を展示公開しています。毎月楽しいイベントが開催されておりますので、ホームページ等をご確認下さい。 *営業時間 9:30～17:00（季節により変更になる場合があります。） *定休日 月曜日（祝日の場合は翌日） *入館料 大人620円、小人310円 *所在地 字町西 25 ☎72-6636
阿武隈ライン舟下り	阿武隈川が長い時をかけて刻んだ渓谷と、四季折々に移り変わる兩岸の風景をお楽しみ下さい。 *営業時間 9:00～17:00 *定休日 月曜日（祝日の場合は翌日） *料金 周遊コース 11km（約70分～80分） 大人2,500円 小人1,300円 *所在地 字下滝 12 ☎72-2350
まるもりふるさと館	縄文時代から現代までの丸森の資料を展示しており、阿武隈川の流れと共に発展してきた丸森の歴史と文化を学習することができます。 *開館時間 10:00～16:00 *定休日 月曜日（休日の場合は翌日休館） *入館料 無料 *所在地 字鳥屋 83-1 ☎72-2631
あぶくま荘	宿泊はもちろん、日帰り入浴も利用できます。気軽に自宅にはない、ひろ～いお風呂を楽しめますよ♪ *営業時間 10:00～20:30（日帰り入浴） *休業日 月曜日の8:00～14:00（日帰り入浴） *所在地 字不動 50-5 ☎72-2105
百々石公園	丸森橋のすぐ南側に位置する自然公園です。町内中心部や館矢間地区をはじめ、遠くは蔵王連峰まで眺めることができます。四季折々の花も存分に楽しめます。 *所在地 字田町北 ☎72-6663（丸森町観光案内所）
不動尊公園キャンプ場	テントを張る本格的なキャンプから気軽にアウトドアを満喫できるコテージまで、幅広く楽しめるキャンプ場です。 *電話予約等受付時間 9:30～17:30（web予約可能） *冬季も利用可能 *所在地 字不動 64-1 ☎72-2646



○体験スポット

丸森町には、制作などの体験ができるスポットがたくさんあるのをご存知でしたか？家族や友達みんなで、気軽に楽しい思い出作りができますよ！

施設名など	区分	内容・予約先など
あぶくまの里 たけのこ狩り体験	季節限定 要予約	有数のたけのこの産地・耕野地区で大人気のイベント！手入れの行き届いた竹林からできる良質なたけのこを掘って、食べて、存分に楽しめます！ * 開催時期 5月上旬 * 詳細 イベント開催時にお知らせ * 予約・問合せ ☎75-2111（いなか道の駅やしまや）
ころ柿作り体験	季節限定 要予約	贈答用にも喜ばれる“ころ柿”をプロの指導のもとで作ってみませんか？剥いた柿は、プロが管理して、いい頃合いになった頃、自宅に発送してくれます！ * 開催時期 11月末頃～（3回開催） * 体験料 3,500円～（生柿4kg・昼食付） * 予約・問合せ ☎75-2111（弘法柿組合・いなか道の駅やしまや内）
藍染工房『野風』 『がらん』	通年 要予約	化学製品や合成藍などを一切使用しない日本古来の伝統技法で丹精込めて染め上げています。工房内にギャラリーもあり、作品が購入できます。体験では、小さなハンカチからテーブルセンター、Tシャツなど染めるものを選ぶのも楽しい！ * 営業時間 10:00～17:00（不定休） * 体験料 2,500円～ * 所要時間 1時間～応相談 * 予約・問合せ ☎72-2647 * 所在地 字上滝東 26-1
大内佐野地織保存会	通年 要予約	養蚕の町として機織による産業が盛んに行われた丸森町。その技術を伝承し続けるのがこちら！ひとつひとつ心を込めて地織を織り続けています。 * 体験料 コースター1,000円～ * 予約・問合せ ☎72-6663（丸森町観光案内所） * 所在地 大内字佐野西上
ほ～っといっぷく 陽だまり工房	通年 要予約	丸森ならではの“まゆ”を使った、まゆ細工作り体験ができます。店内には可愛いまゆ細工やお菓子の販売コーナーがあります。笑顔の絶えないお茶飲み場があり、ほっとくつろげる場所です。 * 営業時間 土・日・祝日（12月末～1月末除く） 10:00～15:00 * 体験料 700円～ * 予約・問合せ ☎75-2852（代表・安島宅） * 所在地 字町東 82
木工芸さとう工房	通年 要予約	全国こけしコンクールで賞を多数獲得している佐藤さんの丁寧な指導のもとで木工作りを体験できます。作るものによっては時間がかかる場合がありますので、事前にご相談ください。 * 体験料 1,000円～ * 予約・問合せ ☎73-3101 * 所在地 大内字熊ノ入 73
そらの和 ベビーマッサージ	通年 要予約	オイルを使って遊び歌を交えながら、ベビーマッサージの方法を教えています。お母さんの産前産後のケアもおこなっています。 * 体験料 詳細は問い合わせください。 * 予約・問合せ ☎080-9339-2152 はびまま整体 そらの和（目黒）



丸森町子育て関連サービス対象年齢一覧表

[illegible]

まるもり子育てガイドブック

令和6年5月 発行

発行：丸森町 子育て定住推進課